

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

※令和 8 年度見直し箇所については、右記のとおり記載する。 : **赤字**

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
重度障害者等包括支援サービス費	5
療養介護サービス費	6
生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	10
施設入所支援サービス費	12
共同生活援助サービス費	13
自立生活援助サービス費	17
機能訓練サービス費	18
生活訓練サービス費	19
宿泊型自立訓練サービス費	20
就労移行支援サービス費	21
就労移行支援（養成）サービス費	22
就労継続支援 A 型サービス費	23
就労継続支援 B 型サービス費	25
就労定着支援サービス費	29
就労選択支援サービス費	30
計画相談支援給付費	31
障害児相談支援給付費	32
地域相談支援給付費（地域移行支援）	33
地域相談支援給付費（地域定着支援）	34
児童発達支援給付費	35
（令和 9 年 3 月 31 日までの間の経過的服务費）	
（旧）主として難聴児経過的服务費	41
（旧）主として重症心身障害児経過的服务費	44
（旧）医療型経過的服务費	46
放課後等デイサービス給付費	47
居宅訪問型児童発達支援給付費	51
保育所等訪問支援給付費	52
福祉型障害児入所施設給付費	53
医療型障害児入所施設給付費	57

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等によ り行われ る場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の 場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 虐待防止措 置未実施減 算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 情報公表未 報告減算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 居宅における身 体介護	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	× 70/100	1時間未満 (186単位) 1時間以上 1時間30分 未満 (277単位) 1時間30分以 上 2時間未満 (369単位) 2時間以上 2時間30分未満 (461単位) 2時間30分以上 3時間未満 (553単位) ※3時間以上 (638単位に30 分を増すごとに +86単位)	× 200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行 う場合 × 85/100	× 99/100	× 99/100	× 99/100	× 95/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算
ロ 通院等介助(身 体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)													
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上45分未満 (153単位) (3) 45分以上1時間未満 (197単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (239単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (275単位) (6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位) (7) 3時間以上 (106単位)													
ニ 通院等介助(身 体介護を伴わない 場合)	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) (4) 1時間30分以上 (345単位に30分を増すごとに+69単位)													
ホ 通院等乗降介助	(102単位)													
初回加算 (1月につき200単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)														
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度) (1回につき564単位を加算)														
福祉・介護職員等 処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×446/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×456/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×431/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×441/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×376/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×302/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計												

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害 者等の場 合	注 障害支援区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度訪 問介護従事 者による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 90日以上利 用減算	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 虐待防止措 置未実施減 算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 情報公表未 報告減算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ ロ以 外の障害 者に提供 した場合	(1) 1時間未満	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算 注 地域生活 支援拠点等 の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算	
	(2) 1時間以上1時間30分未満													
	(3) 1時間30分以上2時間未満													
	(4) 2時間以上2時間30分未満													
	(5) 2時間30分以上3時間未満													
	(6) 3時間以上3時間30分未満													
	(7) 3時間30分以上4時間未満													
	(8) 4時間以上8時間未満													
	(9) 8時間以上12時間未満													
	(10) 12時間以上16時間未満													
	(11) 16時間以上20時間未満													
	(12) 20時間以上24時間未満													
ロ 病院 等に入院 又は入所 中の障害 者に提供 した場合	(1) 1時間未満	+15/100	+8.5/100	×180/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算 注 地域生活 支援拠点等 の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算	
	(2) 1時間以上1時間30分未満													
	(3) 1時間30分以上2時間未満													
	(4) 2時間以上2時間30分未満													
	(5) 2時間30分以上3時間未満													
	(6) 3時間以上3時間30分未満													
	(7) 3時間30分以上4時間未満													
	(8) 4時間以上8時間未満													
	(9) 8時間以上12時間未満													
	(10) 12時間以上16時間未満													
	(11) 16時間以上20時間未満													
	(12) 20時間以上24時間未満													
移動介護 加算	イ 1時間未満	(100単位を加算)												
	ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)												
	ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)												
	ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)												
	ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)												
	ヘ 3時間以上	(250単位を加算)												
移動介護緊急時支援加算		(1日につき240単位を加算)												
初回加算		(1月につき200単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)												
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)		(1回につき584単位を加算)												
入院時支援連携加算		(入院前に1回を限度として300単位を加算)												
福祉・介護 職員等処 遇改善加 算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×372/1,000)												
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×382/1,000)												
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき +所定単位×357/1,000)												
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき +所定単位×367/1,000)												
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×302/1,000)												
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×248/1,000)												

○同行援護サービス費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	習う者向 け通訳・介 助員により 行われる場 合	2人の同行 介護従業者 による場合	苦悶もしくは 早寝の場合 又は深夜の場 合	習う者に対し て習う者向 け通訳・介 助員が支援を行 う場合	障害支援 区分3に該 当する者の 場合	障害支援 区分4以上 に該当する 者の場合	身体拘束廃 止未実施減 算	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算	特定事業所 加算	特別地域加 算	緊急時対応 加算(月2回 を限度)	略称吸引等 支援体制加 算
イ 30分未満 (191単位)												特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100			
ロ 30分以上1時間未満 (302単位)												特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100			
ハ 1時間以上1時間30分未満 (436単位)				夜間もしくは 早朝の場合 +25/100	+25/100	+20/100	+40/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算
ニ 1時間30分以上2時間未満 (501単位)	×90/100	×90/100	×200/100	深夜の場合 +50/100								特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100			
ホ 2時間以上2時間30分未満 (566単位)															
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (632単位)															
ト 3時間以上 (697単位に30分を増すごとに+66単位)															
初回加算 (1月につき200単位を加算)															
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)															
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×446/1,000)	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×456/1,000)	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×431/1,000)	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×441/1,000)	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×376/1,000)	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×302/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計								

○行動援護サービス費

	注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
基本部分										
イ 30分未満 (288単位)										
ロ 30分以上1時間未満 (437単位)										
ハ 1時間以上1時間30分未満 (619単位)										
ニ 1時間30分以上2時間未満 (762単位)										
ホ 2時間以上2時間30分未満 (905単位)										
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,047単位)										
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,191単位)										
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,334単位)										
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,479単位)										
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,623単位)										
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,764単位)										
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,904単位)										
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,046単位)										
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,192単位)										
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,340単位)										
タ 7時間30分以上 (2,485単位)										
初回加算 (1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)										
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位×411/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計								
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位×421/1,000)									
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき 所定単位×396/1,000)									
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき 所定単位×406/1,000)									
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×341/1,000)									
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×277/1,000)									

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		2人の従業員による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	重複継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特別地域加算	有資格者支援加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	障害者引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	低所得の利用者に対し支援を行った場合	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※自立生活援助のみ対象	地域生活支援拠点等の場合 ※短期入所のみの対象	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助（外部サービス利用型を除く）	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上12時間未満 (3) 12時間以上24時間未満	(204単位) (303単位に30分を増すごとに＋101単位) (2,514単位に30分を増すごとに＋99単位)	×200/100 夜間もしくは早朝の場合 ＋25/100 深夜の場合 ＋50/100		×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	＋15/100 1人1日当たり60単位を加算	1人1日当たり100単位を加算		1回につき＋50単位	1回につき＋50単位	利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算	
ロ 短期入所	1日につき	(973単位)									1日につき48単位を加算				
ハ 共同生活援助（外部サービス利用型を除く）	1日につき	(1,019単位)													
初期加算 (1月につき200単位を加算)															
あ															
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみの対象	(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合												
	(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）	(1日につき43単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合												
	(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合												
	(4) 医療連携体制加算（Ⅳ）	(一) 利用者1人 (二) 利用者2人 (三) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき960単位を加算) (1日につき600単位を加算) (1日につき480単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合											
	(5) 医療連携体制加算（Ⅴ）	(一) 利用者1人 (二) 利用者2人 (三) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき1,600単位を加算) (1日につき960単位を加算) (1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合											
	(6) 医療連携体制加算（Ⅵ）	(一) 利用者1人 (二) 利用者2人 (三) 利用者が3人	(1日につき2,000単位を加算) (1日につき1,500単位を加算) (1日につき1,000単位を加算)	注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合											
	(7) 医療連携体制加算（Ⅶ）	(1日につき500単位を加算)													
	(8) 医療連携体制加算（Ⅷ）	(1日につき100単位を加算)													
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象	(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合												
	(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）	(1日につき43単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合												
	(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合												
	(4) 医療連携体制加算（Ⅳ）	(一) 利用者1人 (二) 利用者2人 (三) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき960単位を加算) (1日につき600単位を加算) (1日につき480単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合											
	(5) 医療連携体制加算（Ⅴ）	(1日につき1,600単位を加算)													
	(6) 医療連携体制加算（Ⅵ）	(1日につき100単位を加算)													
看護加算 ※短期入所のみの対象		(お選につき168単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100単位												
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象		(1日につき870単位を加算)													
障害障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象		(1日につき200単位を加算)													
保護行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象		(1日につき200単位を加算)													
外部連携支援加算（月4回を限度）		(1回につき200単位を加算)													
福祉・介護職員等 処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	(1月につき 所定単位数 × 232/1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計												
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	(1月につき 所定単位数 × 282/1,000)													
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	(1月につき 所定単位数 × 8/1,000)													
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	(1月につき 所定単位数 × 8/1,000)													
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	(1月につき 所定単位数 × 191/1,000)													
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	(1月につき 所定単位数 × 187/1,000)													

○療養介護サービス費

基本部分				注	注			注	注	注	注	
イ 療養介護サービス費				× 965 / 1,000	× 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100 3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100 5月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	療養介護計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
(1) 療養介護サービス費 (Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(974単位)										
	(二) 定員41人以上60人以下	(948単位)										
	(三) 定員61人以上80人以下	(900単位)										
	(四) 定員81人以上	(861単位)										
(2) 療養介護サービス費 (Ⅱ)	(一) 定員40人以下	(710単位)										
	(二) 定員41人以上60人以下	(674単位)										
	(三) 定員61人以上80人以下	(625単位)										
	(四) 定員81人以上	(595単位)										
(3) 療養介護サービス費 (Ⅲ)	(一) 定員40人以下	(561単位)										
	(二) 定員41人以上60人以下	(532単位)										
	(三) 定員61人以上80人以下	(502単位)										
	(四) 定員81人以上	(481単位)										
(4) 療養介護サービス費 (Ⅳ)	(一) 定員40人以下	(452単位)										
	(二) 定員41人以上60人以下	(416単位)										
	(三) 定員61人以上80人以下	(385単位)										
	(四) 定員81人以上	(366単位)										
(5) 療養介護サービス費 (Ⅴ)	(一) 定員40人以下	(452単位)										
	(二) 定員41人以上60人以下	(416単位)										
	(三) 定員61人以上80人以下	(385単位)										
	(四) 定員81人以上	(366単位)										
	ロ 経過的療養介護サービス費	(1) 経過的療養介護サービス費 (Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(915単位)								
		(二) 定員41人以上60人以下	(911単位)									
		(三) 定員61人以上80人以下	(882単位)									
		(四) 定員81人以上	(846単位)									
地域移行加算				(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)								
福祉専門職員配置等加算				イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 4単位を加算)								
人員配置体制加算				イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1) (2) 定員81人以上 (1日につき 17単位を加算) ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1) (1) 定員40人以下 (1日につき 170単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 200単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき 224単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき 237単位を加算)								
障害福祉サービスの体験利用支援加算				(1日につき300単位を加算)								
集中的支援加算 (月4回を限度)				(1回につき1,000単位を加算)								
福祉・介護職員等処遇改善加算				(1月につき +所定単位 × 164 / 1,000) (1月につき +所定単位 × 171 / 1,000) (1月につき +所定単位 × 162 / 1,000) (1月につき +所定単位 × 169 / 1,000) (1月につき +所定単位 × 143 / 1,000) (1月につき +所定単位 × 126 / 1,000)								

注	所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
---	---

○生活介護サービス費

[illegible]

人員配置体制計算	イ 人員配置体制計算(1)	(一) 要員総人数 (二) 要員総人数と人員数 (三) 要員総人数と人員数	(四) 要員総人数と人員数 (五) 要員総人数と人員数 (六) 要員総人数と人員数	× 985 / 1,000
	ロ 人員配置体制計算(2)	(一) 要員総人数 (二) 要員総人数と人員数 (三) 要員総人数と人員数	(四) 要員総人数と人員数 (五) 要員総人数と人員数 (六) 要員総人数と人員数	
	ハ 人員配置体制計算(3)	(一) 要員総人数 (二) 要員総人数と人員数 (三) 要員総人数と人員数	(四) 要員総人数と人員数 (五) 要員総人数と人員数 (六) 要員総人数と人員数	
二 人員配置体制計算(四)	(一) 要員総人数 (二) 要員総人数と人員数 (三) 要員総人数と人員数	(四) 要員総人数と人員数 (五) 要員総人数と人員数 (六) 要員総人数と人員数	(七) 要員総人数と人員数 (八) 要員総人数と人員数 (九) 要員総人数と人員数	

	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)	
常勤看護職員等配置加算	(一)定員5人以下	(1日につき2単位を加算)	看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算
	(二)定員6人以上10人以下	(1日につき30単位を加算)	
	(三)定員11人以上20人以下	(1日につき28単位を加算)	
	(四)定員21人以上30人以下	(1日につき24単位を加算)	
	(五)定員31人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)	
	(六)定員41人以上50人以下	(1日につき15単位を加算)	
	(七)定員51人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)	
	(八)定員61人以上70人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(九)定員71人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)	
	(十)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき51単位を加算)	
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき41単位を加算)	
高次脳機能障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)
初級加算			(1日につき30単位を加算)
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)	
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)	
災害時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)
重症障害者支援加算	イ 重症障害者支援加算(Ⅰ)	(1日につき50単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位(中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位) 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位 注3 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +400単位(中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位) 注4 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位
	ロ 重症障害者支援加算(Ⅱ)	(1日につき360単位を加算)	
	ハ 重症障害者支援加算(Ⅲ)	(1日につき180単位を加算)	
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)	
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき20単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)
緊急時受入加算			(1日につき100単位を加算)
延長支援加算	(1)8時間以上～10時間未満	(1日につき100単位を加算)	
	(2)10時間以上～11時間未満	(1日につき200単位を加算)	
	(3)11時間以上～12時間未満	(1日につき300単位を加算)	
	(4)12時間以上	(1日につき400単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +20単位 注2 同一地域内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき400単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
就労移行支援体制加算	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	注1 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は数く
	(2)定員21人以上30人以下	(1日につき20単位を加算)	
	(3)定員31人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)	
	(4)定員41人以上50人以下	(1日につき14単位を加算)	
	(5)定員51人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(6)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)	
	(7)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
	(8)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	
入市支援加算			(1日につき80単位を加算)
障害取引等実施加算			(1日につき30単位を加算)
実業スクリーニング加算			(6月に1回を限度として、5単位を加算)
実業改善加算			(月2回を限度として、200単位を加算)
集中的支援加算 (月4回を限度)			(1回につき1,000単位を加算)
福祉・介護職員等処遇改善加算	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×93/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及びる加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×113/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×113/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×62/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×62/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×96/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×96/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×79/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×79/1,000)
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×93/1,000)	
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき +所定単位×93/1,000)	
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき +所定単位×93/1,000)	
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×96/1,000)	
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×96/1,000)	
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×79/1,000)	
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×79/1,000)	

○短期入所サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が 利用定員を超 える場合	従業者の員数 が基準に満た ない場合	大規模減算	身体拘束廃 止未実施減 算	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算	福祉専門職員配置等加算	地域生活支 援拠点等の 場合
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入 所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6	(923単位)	×70/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	単独型で20 床以上の場 合 ×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	利用者全員 について、利 用を開始した 日の1日につ き100単位を 加算 一定の条件 を満たす場 合 +200単位
		(二) 区分5	(784単位)								
		(三) 区分4	(648単位)								
		(四) 区分3	(583単位)								
		(五) 区分1・2	(509単位)								
	(2)福祉型短期入 所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6	(602単位)								
		(二) 区分5	(527単位)								
		(三) 区分4	(318単位)								
		(四) 区分3	(240単位)								
		(五) 区分1・2	(173単位)								
(3)福祉型短期入 所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3	(784単位)									
	(二) 区分2	(615単位)									
	(三) 区分1	(509単位)									
(4)福祉型短期入 所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3	(527単位)									
	(二) 区分2	(279単位)									
	(三) 区分1	(173単位)									
(5)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅰ)	(一) 区分6	(1,164単位)									
	(二) 区分5	(1,026単位)									
	(三) 区分4	(889単位)									
	(四) 区分3	(824単位)									
	(五) 区分1・2	(751単位)									
(6)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅱ)	(一) 区分6	(844単位)									
	(二) 区分5	(770単位)									
	(三) 区分4	(559単位)									
	(四) 区分3	(483単位)									
	(五) 区分1・2	(413単位)									
(7)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅲ)	(一) 区分3	(1,026単位)									
	(二) 区分2	(858単位)									
	(三) 区分1	(752単位)									
(8)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅳ)	(一) 区分3	(770単位)									
	(二) 区分2	(521単位)									
	(三) 区分1	(412単位)									
(9)福祉型強化特 定短期入所サー ビス費 (Ⅰ)	(一) 区分6	(1,107単位)									
	(二) 区分5	(977単位)									
	(三) 区分4	(846単位)									
	(四) 区分3	(784単位)									
	(五) 区分1・2	(715単位)									
(10)福祉型強化特 定短期入所サー ビス費(Ⅱ)	(一) 区分3	(977単位)									
	(二) 区分2	(816単位)									
	(三) 区分1	(714単位)									
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	(3,117単位)									
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,864単位)									
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,826単位)									
	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,938単位)									
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,735単位)									
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,723単位)									
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	(2,150単位)									
ニ 共生型短期入所サービス費	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	(2,020単位)									
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	(1,328単位)									
	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	(784単位)									
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	(240単位)									
	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	(1,013単位)									
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	(471単位)									
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	(784単位)									
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	(240単位)									
短期利用加算			(1日につき30単位を加算)								
常勤看護職員等配置加算			(一)定員6人以下 (1日につき10単位を加算) (二)定員7人以上12人以下 (1日につき8単位を加算) (三)定員13人以上17人以下 (1日につき6単位を加算) (四)定員18人以上 (1日につき4単位を加算)								
医療的ケア対応支援加算			(1日につき120単位を加算)								
重度障害児・障害者対応支援加算			(1日につき30単位を加算)								
重度障害者支援加	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)		(1日につき50単位を加算)								
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)		(1日につき30単位を加算)								
単独型加算			(1日につき320単位を加算)								
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)		(1日につき32単位を加算)								
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)		(1日につき63単位を加算)								
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)		(1日につき125単位を加算)								
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人	(1日につき960単位を加算)								
		(2)利用者が2人	(1日につき600単位を加算)								
		(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき480単位を加算)								
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人	(1日につき1,600単位を加算)								
		(2)利用者が2人	(1日につき960単位を加算)								
		(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき800単位を加算)								
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1)利用者が1人	(1日につき2,000単位を加算)								
		(2)利用者が2人	(1日につき1,500単位を加算)								
		(3)利用者が3人	(1日につき1,000単位を加算)								
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)		(1日につき500単位を加算)								
	チ 医療連携体制加算(Ⅷ)		(1日につき100単位を加算)								
	リ 医療連携体制加算(Ⅸ)		(1日につき39単位を加算)								
栄養士配置加算			イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき22単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき12単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算			(1日につき48単位を加算)								
緊急短期入所受入加算			イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) (1日につき270単位を加算) ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)								
定員超過特例加算			(1日につき50単位を加算)								
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)		(1日につき610単位を加算)								
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)		(1日につき297単位を加算)								
	ハ 特別重度支援加算(Ⅲ)		(1日につき120単位を加算)								
送迎加算			(片道につき186単位を加算)								
日中活動支援加算			(1日につき200単位を加算)								
医療型短期入所受入前支援加算			イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ) (1日につき1,000単位を加算) ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)								

注	注	注	注	注	注	注	注
利用者の数が 利用定員を超 える場合	従業者の員数 が基準に満た ない場合	大規模減算	身体拘束廃 止未実施減 算	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算	福祉専門職員配置等加算
×70/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	単独型で20 床以上の場 合 ×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	
注1 一定の条件を満たす場合 +100単位 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +50単位							
注1 一定の条件を満たす場合 +70単位 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +50単位							
注 一定の条件を満たす場合 +100単位							
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合							
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合							
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合							
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合							
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合							
注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合							
注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。 注2 当該加算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。							
注 同一敷地内の場合 ×70/100							

集中的支援加算		イ 集中的支援加算(Ⅰ)	(月4回を限度として、1,000単位を加算)
		ロ 集中的支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算)
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 十所定単位×188/1,000)	
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 十所定単位×193/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 十所定単位×0/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 十所定単位×0/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×165/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×142/1,000)	
		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	

○施設入所支援サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注								
			地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている求業士が非常勤の場合	求業士が配置されていない場合	身体拘束施設未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	地域移行等意向施設体制未整備減算						
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(463単位) (392単位) (316単位) (239単位) (174単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100	× 95 / 100	減算が適用される月から2月まで × 70 / 100 3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	× 90 / 100	× 99 / 100	× 97 / 100	× 90 / 100	利用者全員について、1日につき5単位を減算 注 令和8年4月1日から適用						
ロ 定員41人以上50人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(362単位) (303単位) (240単位) (189単位) (150単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算											
ハ 定員51人以上60人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(355単位) (297単位) (235単位) (185単位) (147単位)					1日につき9単位を減算	1日につき19単位を減算											
ニ 定員61人以上70人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(301単位) (252単位) (202単位) (160単位) (127単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算											
ホ 定員71人以上80人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(295単位) (247単位) (198単位) (163単位) (133単位)					1日につき7単位を減算	1日につき14単位を減算											
ヘ 定員81人以上	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(273単位) (225単位) (181単位) (150単位) (129単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算											
夜勤職員配置体制加算			(1) 定員21人以上40人以下 (2) 定員41人以上60人以下 (3) 定員61人以上	× 965 / 1,000															
重度障害者支援加算			イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ)	(1日につき28単位を加算) (1日につき360単位を加算) (1日につき180単位を加算)		注 一定の条件を満たす場合 + 22単位 注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 + 500単位(中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 + 200単位) 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 + 150単位 注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 + 400単位(中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 + 200単位) 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 + 150単位													
夜間看護体制加算				(1日につき60単位を加算)		注 看護職員をさらに配置した場合に、1日につき35単位に看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算													
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき51単位を加算) (1日につき41単位を加算)															
高度脳機能障害者支援体制加算				(1日につき41単位を加算)															
入所時特別支援加算				(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)															
入院・外泊時加算			イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1) 定員60人以下 (2) 定員61人以上80人以下 (3) 定員81人以上 (1) 定員60人以下 (2) 定員61人以上80人以下 (3) 定員81人以上	(1日につき320単位を加算) (1日につき272単位を加算) (1日につき247単位を加算) (1日につき191単位を加算) (1日につき182単位を加算) (1日につき147単位を加算)	× 965 / 1,000	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定												
入院時支援特別加算 (月1回を限度)			(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (2) 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき561単位を加算) (1回につき1,122単位を加算)															
地域移行加算				(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)															
地域移行促進加算			イ 地域移行促進加算(Ⅰ) ロ 地域移行促進加算(Ⅱ)	(1日につき120単位を加算) (月3回を限度として、60単位を加算)															
地域生活移行個別支援特別加算			イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	(1日につき12単位を加算) (1日につき306単位を加算)															
実務マネジメント加算				(1日につき12単位を加算)															
経口移行加算				(1日につき28単位を加算)															
経口維持加算			イ 経口維持加算(Ⅰ) ロ 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき400単位を加算) (1月につき100単位を加算)															
口嚥生管理体制加算				(1月につき30単位を加算)															
口嚥生管理加算				(1月につき90単位を加算)															
療養食加算				(1日につき23単位を加算)															
地域移行支援体制加算			イ 定員40人以下 ロ 定員41人以上50人以下 ハ 定員51人以上60人以下 ニ 定員61人以上70人以下 ホ 定員71人以上80人以下 ヘ 定員81人以上	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(1日につき15単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき11単位を加算) (1日につき9単位を加算) (1日につき8単位を加算) (1日につき9単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき6単位を加算) (1日につき5単位を加算) (1日につき4単位を加算) (1日につき3単位を加算) (1日につき2単位を加算) (1														

○共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
		大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	個人単位ヘルパー長時間利用減算	令和5年6月1日から施行加算された事業所の場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)										
(6:1)		(1) 区分6 (600単位) (2) 区分5 (456単位) (3) 区分4 (372単位) (4) 区分3 (297単位) (5) 区分2 (188単位) (6) 区分1以下 (171単位)	入居定員が8人以上 ×95/100							
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)										
(体験利用)		(1) 区分6 (717単位) (2) 区分5 (569単位) (3) 区分4 (461単位) (4) 区分3 (410単位) (5) 区分2 (290単位) (6) 区分1以下 (273単位)	入居定員が21人以上 ×93/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×92/100	×90/100	×99/100	×97/100
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置6:1の場合	(一) 区分6 (369単位)	一体的な運営が行われていて共同生活居住居(サテライト居住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100			
		(二) 区分5 (306単位)								
		(三) 区分4 (270単位)								

日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)		(1) 区分6 (997単位)		入居定員が 21人以上 × 93/100 一体的な運営が 行われている共 同生活住居の 入居定員の合 計数が21人以 上 × 95/100	減算が適用さ れる月から2月 目まで × 70/100	減算が適用さ れる月から4月 目まで × 70/100	減算が適用さ れる月から2月 目まで × 70/100	× 92/100	× 90/100	× 99/100	× 97/100	× 90/100
(5:1)		(2) 区分5 (860単位)										
		(3) 区分4 (771単位)										
		(4) 区分3 (524単位)										
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)		(1) 区分6 (1,168単位)										
		(2) 区分5 (1,028単位)										
		(3) 区分4 (938単位)										
		(4) 区分3 (672単位)										
ハ 日中を 当該共同 生活住居 以外で過ごす 場合	世話人配置5:1の場合	(一) 区分6 (765単位)										
		(二) 区分5 (627単位)										
		(三) 区分4 (539単位)										
		(四) 区分3 (407単位)										
		(五) 区分2 (270単位)										
		(六) 区分1以下 (253単位)										
	体験利用の場合	(一) 区分6 (929単位)										
		(二) 区分5 (787単位)										
		(三) 区分4 (695単位)										
		(四) 区分3 (546単位)										
(五) 区分2 (408単位)												
(六) 区分1以下 (389単位)												
二 個人単 位で居宅介 護等を利用 する場合 (特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(一) 区分6 (565単位)	(3)世話人配置5:1の場合									
		(二) 区分5 (505単位)										
		(三) 区分4 (467単位)										
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(一) 区分6 (454単位)	(3)世話人配置5:1の場合									
		(二) 区分5 (394単位)										
		(三) 区分4 (356単位)										

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)		(6:1) (171単位)	入居定員が8人以上 ×90/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100					
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)		(10:1) (115単位)	入居定員が21人以上 ×87/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100					
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)		(体験利用) (273単位)									

退居後共同生活援助サービス費	
(退居後)	退居後、3月を限度として、1月につき2000単位
退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	
(退居後)	退居後、3月を限度として、1月につき2000単位

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1	区分4以上	(1日につき83単位を加算)	
			区分3以下	(1日につき77単位を加算)	
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	30:1	区分4以上	(1日につき33単位を加算)	
			区分3以下	(1日につき31単位を加算)	
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	12:1、個人単位特例		(1日につき84単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100
	ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	30:1、個人単位特例		(1日につき33単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100
	ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)	7.5:1	区分4以上	(1日につき138単位を加算)	
	ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)	20:1	区分4以上	(1日につき53単位を加算)	
			区分3	(1日につき45単位を加算)	
	ト 人員配置体制加算(Ⅶ)	7.5:1、日中住居以外	区分4以上	(1日につき131単位を加算)	
			区分3以下	(1日につき119単位を加算)	
			区分4以上	(1日につき50単位を加算)	
			区分3以下	(1日につき42単位を加算)	
	リ 人員配置体制加算(Ⅷ)	7.5:1、個人単位特例		(1日につき134単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100
	ヌ 人員配置体制加算(Ⅸ)	20:1、個人単位特例		(1日につき50単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100
	ル 人員配置体制加算(Ⅹ)	7.5:1、個人単位特例、日中住居以外		(1日につき128単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき51単位を加算)
	ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき41単位を加算)

看護職員配置加算	(1日につき70単位を加算)
----------	----------------

高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
----------------	----------------

ピアサポート実施加算	(1月につき100単位を加算)
------------	-----------------

退居後ピアサポート実施加算	(1月につき100単位を加算)
---------------	-----------------

[illegible]

		(26) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を計算)	
		(27) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を計算)	
ハ 夜間支援等体制加算（Ⅲ）		(1日につき10単位を計算)		
ニ 夜間支援等体制加算（Ⅳ）	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を計算)		
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を計算)		
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき53単位を計算)		
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき50単位を計算)		
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき47単位を計算)		
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき45単位を計算)		
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき43単位を計算)		
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき41単位を計算)		
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき39単位を計算)		
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき37単位を計算)		
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき36単位を計算)		
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき34単位を計算)		
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき33単位を計算)		
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき32単位を計算)		
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき31単位を計算)		
	ホ 夜間支援等体制加算（Ⅴ）	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき30単位を計算)	
(1) 夜間支援対象利用者15人以下		(1日につき30単位を計算)		
(2) 夜間支援対象利用者16人		(1日につき28単位を計算)		
(3) 夜間支援対象利用者17人		(1日につき26単位を計算)		
(4) 夜間支援対象利用者18人		(1日につき25単位を計算)		
(5) 夜間支援対象利用者19人		(1日につき23単位を計算)		
(6) 夜間支援対象利用者20人		(1日につき22単位を計算)		
(7) 夜間支援対象利用者21人		(1日につき21単位を計算)		
(8) 夜間支援対象利用者22人		(1日につき20単位を計算)		
(9) 夜間支援対象利用者23人		(1日につき19単位を計算)		
(10) 夜間支援対象利用者24人		(1日につき18単位を計算)		
(11) 夜間支援対象利用者25人		(1日につき18単位を計算)		
(12) 夜間支援対象利用者26人		(1日につき17単位を計算)		
(13) 夜間支援対象利用者27人		(1日につき16単位を計算)		
(14) 夜間支援対象利用者28人		(1日につき16単位を計算)		
(15) 夜間支援対象利用者29人		(1日につき15単位を計算)		
ヘ 夜間支援等体制加算（Ⅵ）	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を計算)		
	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を計算)		
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を計算)		
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を計算)		
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を計算)		
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を計算)		
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を計算)		
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を計算)		
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を計算)		
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を計算)		
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を計算)		
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を計算)		
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を計算)		
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を計算)		
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を計算)		
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を計算)		
		(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を計算)	

注 夜間支援等体制加算（Ⅰ）が算定されている場合にのみ算定可能

夜間職員加配加算				(1日につき149単位を計算)
----------	--	--	--	-----------------

重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）	(1日につき360単位を計算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内、+500単位（中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合、+200単位） 注2 中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合、+150単位
	ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）	(1日につき180単位を計算)	

医療的ケア対応支援加算				(1日につき120単位を計算)
-------------	--	--	--	-----------------

日中支援加算	イ 日中支援加算（Ⅰ）	(1) 日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を計算)	
		(2) 日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を計算)	
		ロ 日中支援加算（Ⅱ）	(1) 日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を計算)
			(二) 区分3以下 (1日につき270単位を計算)	
	(2) 日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を計算)		
		(二) 区分3以下 (1日につき135単位を計算)		

集中的支援加算		イ 集中的支援加算（Ⅰ）	(月4回を限度として、1,000単位を計算)
		ロ 集中的支援加算（Ⅱ）	(1日につき500単位を計算)

自立生活支援加算	イ 自立生活支援加算（Ⅰ）	(6月を限度に1月につき1000単位を計算)	
		ロ 自立生活支援加算（Ⅱ）	(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を計算単位を計算)
			(利用期間が3年以内の場合、80単位単位を計算)
			(利用期間が3年を超えて4年以内の場合、72単位単位を計算)
ハ 自立生活支援加算（Ⅲ）	(利用期間が4年を超えて5年以内の場合、56単位単位を計算)		
	(利用期間が5年を超える場合、40単位単位を計算)		

注 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報共有を行った場合、1月につき+35単位
注 住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る情報を報告した場合に、1月につき+300単位

入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が5日以上7日未満	(1回につき561単位を計算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を計算)

帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が5日以上7日未満	(1回につき187単位を計算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を計算)

長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき122単位を計算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき150単位を計算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を計算)

長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を計算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を計算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を計算)

地域生活移行個別支援特別加算		(1日につき670単位を計算)
----------------	--	-----------------

精神障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を計算)
---------------	--	-----------------

強度行動障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を計算)
-----------------	--	-----------------

強度行動障害者体幹利用加算		(1日につき400単位を計算)
---------------	--	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	(1日につき32単位を計算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
	ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	(1日につき63単位を計算)	
	ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	(1日につき125単位を計算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
	ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	(1) 利用者が1人 (1日につき300単位を計算)	
		(2) 利用者が2人 (1日につき500単位を計算)	
		(3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を計算)	
	ホ 医療連携体制加算（Ⅴ）	(1日につき500単位を計算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ）	(1日につき100単位を計算)		
ト 医療連携体制加算（Ⅶ）	(1日につき39単位を計算)		

通勤者生活支援加算		(1日につき18単位を計算)
-----------	--	----------------

障害者支援施設等感染対策向上加算		イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	(1月につき10単位を計算)
		ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	(1月につき5単位を計算)

新興感染症等施設療養加算				(月5回を限度として、240単位を計算)
--------------	--	--	--	----------------------

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～Ⅳ	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×163/1,000)	
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×163/1,000)	
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×222/1,000)	

福祉・介護職員等処遇改善加算	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×169/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×169/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×223/1,000
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)は	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×169/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×169/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×224/1,000
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)は	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×169/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×169/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×230/1,000
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)は	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×144/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×144/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×209/1,000
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)は	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×121/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×121/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき) 十所定単位×165/1,000

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○自立生活援助サービス費

基本部分			注 サービス管 理責任者の 員数が基準 に満たない 場合	注 自立生活援 助計画が作 成されてい ない場合	注 標準利用期 間超過減算	注 虐待防止措 置未実施減 算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 情報公表未 報告減算	注 特別地域加 算	注 地域生活支援 拠点等機能強 化加算
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	(1月につき1566単位)	減算が適用 される月から 4月目まで ×70/100	減算が適用 される月から 2月目まで ×70/100	×95/100	×99/100	×99/100	×95/100	+230単位	1月につき500 単位
	(2) 30:1以上	(1月につき1095単位)								
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	(1月につき1172単位)	5月以上連 続して減算 の場合 ×50/100	3月以上連 続して減算 の場合 ×50/100	×95/100	×99/100	×99/100	×95/100	+230単位	1月につき500 単位
	(2) 30:1以上	(1月につき821単位)								
ハ 自立生活援助サービス費 (Ⅲ)	(1月につき700単位)									

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1月につき450単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1月につき180単位を加算)

ピアサポート体制加算	(1月につき100単位を加算)
------------	-----------------

初回加算	(1月につき500単位を加算)
------	-----------------

集中支援加算	(1月につき500単位を加算)
--------	-----------------

同行支援加算	イ 2回以下	(1月につき500単位を加算)
	ロ 3回	(1月につき750単位を加算)
	ハ 4回以上	(1月につき1,000単位を加算)

緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ)	(1日につき711単位を加算)
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ)	(1日につき94単位を加算)

注 地域生活支援拠点等の場合
+50単位

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)
----------------------	-----------------

居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)
------------	----------------

地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)
------------------------	-----------------

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×115/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×119/1,000)
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき +所定単位×113/1,000)
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき +所定単位×117/1,000)
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×98/1,000)
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×81/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○機能訓練サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数或利用定員を超えた場合又は	看護職員、福祉療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合又は	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設が行う機能訓練の場合)	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設以外が行う機能訓練の場合)	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算(障害者支援施設が行う機能訓練の場合)	業務継続計画未実施減算(障害者支援施設以外が行う機能訓練の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う機能訓練の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う機能訓練の場合)	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算	
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (2) 定員21人以上40人以下 (3) 定員41人以上60人以下 (4) 定員61人以上80人以下 (5) 定員81人以上	(819単位) (732単位) (695単位) (667単位) (629単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×97/100	×99/100	×90/100	×95/100			
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(265単位) (608単位) (779単位)																
ハ 共生型機能訓練サービス費		(721単位)																
ニ 基準該当機能訓練サービス費		(721単位)																
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき15単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき8単位を加算)																
ピアサポート実施加算			(1月につき100単位を加算)															
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき51単位を加算) (1日につき41単位を加算)														
高次脳機能障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)															
初期加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)															
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき84単位を加算)															
リハビリテーション加算			イ リハビリテーション加算(Ⅰ) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき48単位を加算) (1日につき20単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)															
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)															
送迎加算			イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)														
障害福祉サービスの体質利用支援加算			イ 障害福祉サービスの体質利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体質利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき280単位を加算)														
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)															
就労移行支援体制加算			イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上40人以下 ハ 定員41人以上60人以下 ニ 定員61人以上80人以下 ホ 定員81人以上	(1日につき57単位を加算) (1日につき25単位を加算) (1日につき14単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき7単位を加算)														
緊急時受入加算			(1日につき100単位を加算)															
集中的支援加算(月4回を限度)			(1回につき1,000単位を加算)															
福祉・介護職員等処遇改善加算			(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)															
			(1月につき +所定単位×184/1,000) (1月につき +所定単位×171/1,000) (1月につき +所定単位×180/1,000) (1月につき +所定単位×183/1,000) (1月につき +所定単位×124/1,000) (1月につき +所定単位×106/1,000)															
注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計																		
注2 指定障害者支援施設において行った場合																		
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ			(1月につき +所定単位×151/1,000)															
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ			(1月につき +所定単位×156/1,000)															
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ			(1月につき +所定単位×0/1,000)															
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ			(1月につき +所定単位×0/1,000)															
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			(1月につき +所定単位×125/1,000)															
(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			(1月につき +所定単位×107/1,000)															

○生活訓練サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			地方公共団体が設置する指定自立訓練施設訓練事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	障害利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)	業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (2) 定員21人以上40人以下 (3) 定員41人以上80人以下 (4) 定員81人以上80人以下 (5) 定員81人以上	(778単位) (693単位) (659単位) (633単位) (595単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×97/100	×99/100	×90/100	×95/100		
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(285単位) (606単位) (779単位)															+15/100
ホ 共生型生活訓練サービス費		(690単位)	×965/1,000	×70/100													1日につき58単位を加算
ヘ 基準該当生活訓練サービス費		(690単位)															
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき15単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)													
ピアサポート実施加算				(1月につき100単位を加算)													
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき81単位を加算) (1日につき41単位を加算)													
高度脳機能障害者支援体制加算				(1日につき41単位を加算)													
初療加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)														
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)														
医療連携体制加算			イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき32単位を加算) (1日につき63単位を加算) (1日につき125単位を加算) (1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合												
個別計画訓練支援加算			イ 個別計画訓練支援加算(Ⅰ) ロ 個別計画訓練支援加算(Ⅱ)	(1日につき47単位を加算) (1日につき19単位を加算)													
短期滞在加算			イ 短期滞在加算(Ⅰ) ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき180単位を加算) (1日につき115単位を加算)													
精神障害者退院支援施設加算			イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき180単位を加算) (1日につき115単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)														
食事提供体制加算			イ 食事提供体制加算(Ⅰ) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき48単位を加算) (1日につき30単位を加算)													
緊急時受入加算			(1日につき100単位を加算)														
集中的支援加算(月4回を限度)			(1回につき1,000単位を加算)														
看護職員配置加算(Ⅰ)			(1日につき18単位を加算)														
送迎加算			イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)	注 同一敷地内の場合	×70/100単位											
障害福祉サービスの体幹利用支援加算			イ 障害福祉サービスの体幹利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体幹利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合	+50単位											
社会生活支援特別加算			(1日につき400単位を加算)														
就労移行支援体制加算			イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上40人以下 ハ 定員41人以上80人以下 ニ 定員81人以上80人以下 ホ 定員81人以上	(1日につき54単位を加算) (1日につき24単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき9単位を加算) (1日につき7単位を加算)	注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く												
福祉・介護職員等処遇改善加算			(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×184/1,000) (1月につき 十所定単位×171/1,000) (1月につき 十所定単位×180/1,000) (1月につき 十所定単位×187/1,000) (1月につき 十所定単位×124/1,000) (1月につき 十所定単位×106/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 十所定単位×181/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 十所定単位×156/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき 十所定単位×8/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき 十所定単位×8/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×125/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×107/1,000)												

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合	(281単位)
	(2) 利用期間が2年を超える場合	(170単位)
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合	(281単位)
	(2) 利用期間が3年を超える場合	(170単位)

注			注	注	注	注	注
利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行支援体制強化加算	(1日につき55単位を加算)
--------------	----------------

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき51単位を加算)
	ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき41単位を加算)

高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
----------------	----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人 (1日につき800単位を加算)
		(2) 利用者が2人 (1日につき500単位を加算)
		(3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)

注 医療のケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療のケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療のケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療のケアを必要とする利用者に対する看護である場合

日中支援加算	(1日につき270単位を加算)
--------	-----------------

通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)
-----------	----------------

入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算	(1日につき76単位を加算)
-------------	----------------

長期帰宅時支援加算	(1日につき25単位を加算)
-----------	----------------

地域移行加算	(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
----------------	-----------------

精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
-----------------	-----------------

食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
-------------	----------------

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下	(1日につき448単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下	(1日につき269単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下	(1日につき168単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下	(1日につき122単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下	(1日につき96単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下	(1日につき79単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下	(1日につき67単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下	(1日につき58単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下	(1日につき52単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下	(1日につき46単位を加算)
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下	(1日につき149単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下	(1日につき90単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下	(1日につき56単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下	(1日につき41単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下	(1日につき32単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下	(1日につき26単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下	(1日につき22単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下	(1日につき19単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下	(1日につき17単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下	(1日につき15単位を加算)
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)	

看護職員配置加算(Ⅱ)	(1日につき13単位を加算)
-------------	----------------

集中的支援加算 (月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)
---------------------	-------------------

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 所定単位×164/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 所定単位×171/1,000)
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 所定単位×160/1,000)
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 所定単位×167/1,000)
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×124/1,000)
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×106/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注		注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定定額型支援施設の場合	利用者の数 又は 又は	職業指導員 若しくは生活 支援員又は 就労支援員 の員数が規 定に満たない 場合	サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	就労移行支 援計画等が 作成されて いない場合	標準利用時間 超過減算	身体拘束薬 止未実施減 算（障害者支 援施設が行っ た場合）	身体拘束薬 止未実施減 算（障害者支 援施設以外 が行った就 労移行支援 の場合）	身体拘束薬 止未実施減 算（障害者支 援施設以外 が行った就 労移行支援 の場合）	身体拘束薬 止未実施減 算（障害者支 援施設以外 が行った就 労移行支援 の場合）	身体拘束薬 止未実施減 算（障害者支 援施設以外 が行った就 労移行支援 の場合）
イ 就労移行支援サービス費（Ⅰ）	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (1210単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (1020単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (879単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (719単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (569単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (519単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (478単位)										
ロ 定員21人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (1055単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (881単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (743単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (649単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (524単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (466単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (432単位)											
ハ 定員41人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (1023単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (857単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (711単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (614単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (515単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (466単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (413単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される 月から2月 目まで ×70/100	減算が適用される 月から4月 目まで ×70/100	減算が適用される 月から2月 目まで ×70/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×97/100	×99/100
ニ 定員61人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (968単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (818単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (684単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (562単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (494単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (418単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (387単位)		×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100					×90/100	×95/100
ホ 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (935単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (779単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (625単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (516単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (478単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (392単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (364単位)											
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(Ⅰ)につき15単位を加算 (Ⅱ)につき10単位を加算 (Ⅲ)につき8単位を加算										
就労支援関係研修修了加算		(1日につき6単位を加算)										
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 増援・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 増援・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)につき51単位を加算 (Ⅱ)につき41単位を加算										
高度脳機能障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)										
初回加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)										
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(Ⅰ)につき187単位を加算 (Ⅱ)につき280単位を加算)										
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)										
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(Ⅰ)につき32単位を加算 (Ⅱ)につき63単位を加算 (Ⅲ)につき125単位を加算 (Ⅳ)につき200単位を加算 (Ⅴ)につき500単位を加算 (Ⅵ)につき500単位を加算 (Ⅶ)につき100単位を加算										
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(Ⅰ)につき160単位を加算 (Ⅱ)につき115単位を加算)										
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)										
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)										
移行準備支援体制加算		(1日につき41単位を加算)										
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)										
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(Ⅰ)につき500単位を加算 (Ⅱ)につき250単位を加算)										
通勤訓練加算		(1日につき600単位を加算)										
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)										
社会生活支援特別加算		(1日につき400単位を加算)										
地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)	(1回につき、83単位を加算) (1回につき、408単位を加算)										
緊急時受入加算		(1日につき100単位を加算)										
集約的支援加算(月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		(1月につき 十所定単位×115/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 十所定単位×119/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		(1月につき 十所定単位×113/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		(1月につき 十所定単位×117/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき 十所定単位×98/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき 十所定単位×91/1,000)										
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計												
注2 指定障害者支援施設において行った場合												
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		(1月につき 十所定単位×119/1,000)										
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 十所定単位×123/1,000)										
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		(1月につき 十所定単位×90/1,000)										
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		(1月につき 十所定単位×94/1,000)										
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき 十所定単位×101/1,000)										
(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき 十所定単位×93/1,000)										

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が発行者の指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が概算に満たない場合	サービス管理責任者の員数が概算に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	職業利用期間超過減算	身体拘束禁止未実施減算 又は 身体拘束禁止未実施減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	身体拘束禁止未実施減算 又は 身体拘束禁止未実施減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)
		業務継続計画未実施減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	業務継続計画未実施減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)				
就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (736単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (644単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (553単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (468単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (381単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (348単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (323単位)							
	(2) 定員21人以上80人以下	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (699単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (587単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (495単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (433単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (351単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (313単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (291単位)							
	(3) 定員41人以上80人以上	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (665単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (560単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (464単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (402単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (338単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (286単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (266単位)	× 965/1,000	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95/100	× 90/100	× 99/100
	(4) 定員81人以上100人以下	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (658単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (554単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (453単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (384単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (338単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (286単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (266単位)							
	(5) 定員101人以上	(一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (653単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (545単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (439単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (363単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (337単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (277単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (258単位)							
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)							
就労支援関係研修修了加算		(1日につき6単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)							
高次脳機能障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)							
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)							
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき84単位を加算)							
医療連携体制加算		イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下(1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)							
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)							
移行準備支援体制加算		(1日につき41単位を加算)							
送迎加算		イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)							
障害福祉サービスの体感利用支援加算		イ 障害福祉サービスの体感利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体感利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)							
通勤訓練加算		(1日につき800単位を加算)							
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)							
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)							
地域連携会議実施加算		イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) (1回につき、583単位を加算) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ) (1回につき、408単位を加算)							
緊急時受入加算		(1日につき100単位を加算)							
集中的支援加算(月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)							
福祉・介護職員等処遇改善加算		(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×115/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×118/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×113/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×117/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×98/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×81/1,000)							
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×115/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×123/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×0/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×0/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×83/1,000)							

○就労継続支援A型サービス費

[illegible]

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅰ	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき51単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅱ	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき41単位を加算)

高次脳機能障害者支援体制加算

児童発達支援体制加算	児童発達支援体制加算（1）	(1) 児童20人以下	(1) 日につき56時間を加算
		(2) 児童21人以上40人以下	(1) 日につき56時間を加算
		(3) 児童41人以上60人以下	(1) 日につき47時間を加算
		(4) 児童61人以上80人以下	(1) 日につき40時間を加算
		(5) 児童81人以上	(1) 日につき45時間を加算
	児童発達支援体制加算（2）	(1) 児童20人以下	(1) 日につき28時間を加算
		(2) 児童21人以上40人以下	(1) 日につき28時間を加算
		(3) 児童41人以上60人以下	(1) 日につき24時間を加算
		(4) 児童61人以上80人以下	(1) 日につき23時間を加算
		(5) 児童81人以上	(1) 日につき22時間を加算

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき94単位を加算)

就労移行支援体制加算	就労移行支援体制加算(1) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき93単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき87単位を加算)

	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が40点以上80点未満の場合 (七) 評価点が40点未満の場合	(日) につき73単位を加算 (日) につき65単位を加算 (日) につき75単位を加算 (日) につき50単位を加算
(2) 定員2人以上 4人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が40点以上80点未満の場合 (七) 評価点が40点未満の場合	(日) につき49単位を加算 (日) につき44単位を加算 (日) につき41単位を加算 (日) につき37単位を加算 (日) につき32単位を加算 (日) につき27単位を加算 (日) につき23単位を加算
(3) 定員4人以上 7人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が40点以上80点未満の場合 (七) 評価点が40点未満の場合	(日) につき35単位を加算 (日) につき30単位を加算 (日) につき28単位を加算 (日) につき25単位を加算 (日) につき21単位を加算 (日) につき17単位を加算 (日) につき14単位を加算
(4) 定員8人以上 10人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が40点以上80点未満の場合 (七) 評価点が40点未満の場合	(日) につき27単位を加算 (日) につき24単位を加算 (日) につき21単位を加算 (日) につき19単位を加算 (日) につき16単位を加算 (日) につき13単位を加算 (日) につき10単位を加算
(5) 定員10人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(日) につき22単位を加算 (日) につき20単位を加算 (日) につき17単位を加算 (日) につき14単位を加算 (日) につき13単位を加算

口 就労移行支援体制加算（Ⅱ） （10.1）	(1) 定員20人以上以下	(六) 評価点が90点以上80点未満の場合	(1日につき11単位を加算)	注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就労は除く
		(七) 評価点が90点未満の場合	(1日につき9単位を加算)	
		(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき90単位を加算)	
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき84単位を加算)	
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき77単位を加算)	
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき70単位を加算)	
		(五) 評価点が90点以上105点未満の場合	(1日につき62単位を加算)	
	(2) 定員21人以上40人以下	(六) 評価点が90点以上80点未満の場合	(1日につき54単位を加算)	
		(七) 評価点が90点未満の場合	(1日につき47単位を加算)	
		(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき48単位を加算)	
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合		(1日につき44単位を加算)		
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合		(1日につき40単位を加算)		
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合		(1日につき36単位を加算)		
(五) 評価点が90点以上105点未満の場合		(1日につき31単位を加算)		
(3) 定員41人以上80人以下	(六) 評価点が90点以上80点未満の場合	(1日につき26単位を加算)		
	(七) 評価点が90点未満の場合	(1日につき22単位を加算)		
	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき34単位を加算)		
	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき31単位を加算)		
	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(五) 評価点が90点以上105点未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
(4) 定員61人以上80人以下	(六) 評価点が90点以上80点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(七) 評価点が90点未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき25単位を加算)		
	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき19単位を加算)		
	(五) 評価点が90点以上105点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
(5) 定員81人以上	(六) 評価点が90点以上80点未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(七) 評価点が90点未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	(1日につき19単位を加算)		
	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき15単位を加算)		
	(五) 評価点が90点以上105点未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
	(六) 評価点が90点以上80点未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(七) 評価点が90点未満の場合	(1日につき7単位を加算)		
就労移行連携加算 (1回につき1,000単位を加算)				
資金向上達成指導員配置加算 イ 定員20人以下 (1日につき70単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき43単位を加算) ハ 定員41人以上80人以下 (1日につき26単位を加算) ニ 定員81人以上80人以下 (1日につき19単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき15単位を加算)				
医療連携体制加算 イ 医療連携体制加算（Ⅰ） (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ） (1日につき100単位を加算)				
利用者負担上乗額管理加算（月1回を限度） (1回につき150単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき30単位を加算)				
送迎加算 イ 送迎加算（Ⅰ） (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算（Ⅱ） (片道につき10単位を加算)				
障害福祉サービスの体験利用支援加算 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） (1日につき250単位を加算)				
在宅時生活支援サービス加算 (1日につき300単位を加算)				
社会生活支援特別加算 (1日につき480単位を加算)				
緊急時受入加算 (1日につき100単位を加算)				
集約的支援加算 （月4回を限度） (1回につき1,000単位を加算)				
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1月につき +所定単位×108/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1月につき +所定単位×117/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1月につき +所定単位×121/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1月につき +所定単位×0/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1月につき +所定単位×0/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき +所定単位×99/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき +所定単位×81/1,000)		
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1月につき +所定単位×112/1,000)			
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1月につき +所定単位×108/1,000)			
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1月につき +所定単位×110/1,000)			
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき +所定単位×91/1,000)			
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき +所定単位×75/1,000)			

○就労継続支援B型サービス費

[illegible]

[illegible]

[illegible]

注1：イ又はロについては、証券継続支援サービス費（1）又は（2）を算定している証券継続支援の証券事業所であって、前年度において、証券継続支援の証券等を受けた後証券し、6月以上証券継続している者が1名以上いる場合、平均工資月額に応じた所定単位数にその前年度継続の人数を算した単位数を加算
注2：ハ又はニについては、証券継続支援のサービス費（3）又は（4）を算定している証券継続支援の証券事業所であって、前年度において、証券継続支援の証券等を受けた後証券し、6月以上証券継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度継続の人数を算した単位数を加算
注3：前年度継続には証券継続支援の証券事業所への移行は除く

27

○就労定着支援サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
			就労定着支援員の員数が高率に満たない場合又はサービス管理責任者の員数が高率に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	支援体制構築未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特別地域加算
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	(1月につき3,512単位)		減算が適用される月から2月目まで × 70/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100	× 90/100	× 99/100	× 99/100	× 95/100
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	(1月につき3,348単位)		3月以上連続して減算の場合 × 50/100	5月以上連続して減算の場合 × 50/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100				+240単位
(3) 就労定着率が9割以上9割未満の場合	(1月につき2,768単位)								
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき2,234単位)								
(5) 就労定着率が6割以上7割未満の場合	(1月につき1,690単位)								
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,433単位)								
(7) 就労定着率が3割未満の場合	(1月につき1,074単位)								

地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)	(1回につき、579単位を加算) (1回につき、405単位を加算)	注 (Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。						
初期加算	(1月につき900単位を加算)								
就労定着実績体制加算	(1月につき300単位を加算)								
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	(1月につき120単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1月につき150単位を加算)								

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 十所定単位 × 115/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 十所定単位 × 119/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 十所定単位 × 0/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 十所定単位 × 0/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位 × 98/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位 × 81/1,000)	

○就労選択支援サービス費

基本部分		注 利用者の数が利用 定員を超える場合		注 就労選択支援員の 員数が基準に満た ない場合	注 特定事業所集中減 算	注 身体拘束廃止未実 施減算	注 虐待防止措置未実 施減算	注 業務継続計画未実 定減算	注 情報公表未報告減 算
イ 就労選択支援サービス費 (1,210単位)		×70/100		減算が適用される 月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減 算の場合 ×50/100	1日につき200単位 を減算	×99/100	×99/100	×99/100 注 令和9年4月1 日から適用	×95/100
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)							
高次脳機能障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)							
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)							
医療連携体制加算		イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)		注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合					
利用者負担上原額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)							
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)							
送迎加算		イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)		注 同一敷地内の場合 ×70/100					
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)							
福祉・介護職員 等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×119/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計							
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×119/1,000)								
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×113/1,000)								
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×113/1,000)								
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×98/1,000)								
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×81/1,000)								

○計画相談支援給付費

基本部分		
イ サービス利用支援費	(1)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) (2)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) (3)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) (4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) (5)サービス利用支援費(Ⅰ) (6)サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき2014単位) (1月につき1914単位) (1月につき1822単位) (1月につき1872単位) (1月につき1572単位) (1月につき732単位)
ロ 継続サービス利用支援費	(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) (2)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) (3)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) (4)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) (5)継続サービス利用支援費(Ⅰ) (6)継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき1761単位) (1月につき1661単位) (1月につき1558単位) (1月につき1408単位) (1月につき1308単位) (1月につき608単位)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		
初回加算		(1回につき150単位を加算) (1月につき300単位を加算)
主任相談支援専門員配置加算	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算) (1月につき100単位を加算)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算) (1月につき150単位を加算)
通院・通所加算(3回を限度)		
(1回につき300単位を加算)		
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)		
(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき150単位を加算)		
医療・保育・教育機関等連携加算		
(面談、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度) (面談(計画作成月):1月につき200単位を加算) (面談(モニタリング月):1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)		
集中支援加算 (訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度)		
(訪問、会議開催、会議参加:1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)		
サービス担当者会議実施加算		
(1月につき100単位を加算)		
サービス提供時モニタリング加算		
(1月につき100単位を加算)		
行動障害支援体制加算		
イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)	
医療従事者支援体制加算		
イ 要医療従事者支援体制加算(Ⅰ) ロ 要医療従事者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)	
精神障害者支援体制加算		
イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)	
高次脳機能障害支援体制加算		
イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)	
ピアサポート体制加算		
(1月につき100単位を加算)		
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		
(1回につき700単位を加算)		
地域域特強化共同支援加算(月1回を限度)		
(1回につき2,000単位を加算)		
福祉・介護職員等追加定員加算		
(1月につき 所定定員×31÷100単位を加算)		

注 居宅介護支援 費重複減算！	注 居宅介護支援 費重複減算Ⅱ	注 介護予防支援 費重複減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援 拠点等機能強 化加算
-502単位	-804単位						1月につき500 単位
-502単位	-804単位						
-502単位	-804単位						
-502単位	-804単位						
-502単位	-804単位						
	-54単位						
-633単位	-945単位	-20単位	× 99/100	× 99/100	× 95/100	+ 15/100	1月につき500 単位
-633単位	-945単位	-20単位					
-633単位	-945単位	-20単位					
-633単位	-945単位	-20単位					
-633単位	-945単位	-20単位					
	-243単位						

注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定

注 初回加算を選択することとし、併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可（情報提供除く）
注2 初回加算との併給不可

注1 面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可
注2 会議参加については入院時情報連携加算（1）及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可

注 医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可

○障害児相談支援給付費

基本部分		
イ 障害児支援利用援助費	(1)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき2,201単位)
	(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき2,101単位)
	(3)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき2,016単位)
	(4)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,866単位)
	(5)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,766単位)
	(6)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき815単位)
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,896単位)
	(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,796単位)
	(3)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,699単位)
	(4)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,548単位)
	(5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,448単位)
	(6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき662単位)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

初回加算	(1月につき500単位を加算)
------	-----------------

主任相談支援専門員配置加算	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)	(1月につき300単位を加算)
	ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)

入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき300単位を加算)
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき150単位を加算)

退院・退所加算(3回を限度)	(1回につき300単位を加算)
----------------	-----------------

保育・教育等移行支援加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)	(情報提供以外:1月につき300単位を加算)
	(情報提供:1月につき150単位を加算)

医療・保育・教育機関等連携加算	(面談(計画作成月):1月につき200単位を加算)
(面談、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度)	(面談(モニタリング月):1月につき300単位を加算)
	(通院同行:1回につき300単位を加算)
	(情報提供:1回につき150単位を加算)

集中支援加算 (訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度)	(訪問、会議開催、会議参加:1月につき300単位を加算)
	(通院同行:1回につき300単位を加算)
	(情報提供:1回につき150単位を加算)

サービス担当者会議実施加算	(1月につき100単位を加算)
---------------	-----------------

サービス提供時モニタリング加算	(1月につき100単位を加算)
-----------------	-----------------

行動障害支援体制加算	イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)
	ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)

要医療児者支援体制加算	イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)
	ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)

精神障害者支援体制加算	イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)
	ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)

高次脳機能障害支援体制加算	イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)
	ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)

ピアサポート体制加算	(1月につき100単位を加算)
------------	-----------------

地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)	(1回につき700単位を加算)
-------------------------	-----------------

地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)	(1回につき2,000単位を加算)
----------------------	-------------------

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1月につき 十所定単位×51÷1,000)
----------------	------------------------

注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援 拠点等機能強 化加算
×99／100	×99／100	×95／100	+15／100	1月につき500 単位
				1月につき500 単位

遠隔地訪問加算 (注の面接月数に応じて算定) +300単位

注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定
--

遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) +300単位
--

遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) +300単位
--

注 初回加算と選択することし、併給不可

遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) ※訪問に限る +300単位
--

注1 基本報酬算定月は算定不可(情報提供除く) 注2 初回加算との併給不可
--

遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) ※面談、通院同行に限る +300単位

注 面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可
--

遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) ※訪問、通院同行に限る +300単位

注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することし、併給不可

注 医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分			注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	(1月につき3,613単位)	×99／100	×99／100	×95／100	+15／100	1月につき500単位
	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	(1月につき3,157単位)					
	ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ)	(1月につき2,422単位)					
初回加算			注 入院期間が3月以上1年未満の場合 +500単位				
(1月につき500単位を加算)							
集中支援加算							
(1月につき500単位を加算)			注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
退院・退所月加算							
(1月につき2,700単位を加算)							
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
	ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)					
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ)	(1日につき300単位を加算)					
	ロ 体験宿泊加算(Ⅱ)	(1日につき700単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
ピアサポート体制加算							
(1月につき100単位を加算)							
居住支援連携体制加算			注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				
(1月につき35単位を加算)							
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)							
(1回につき500単位を加算)							
福祉・介護職員等処遇改善加算							
(1月につき +所定単位×51／1,000)							

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分			注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算	
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1月につき315単位)		×99／100	×99／100	×95／100	+15／100	1月につき500単位	
	ロ 緊急時支援費	(1) 緊急時支援費(Ⅰ) (1日につき734単位)						(1日につき98単位)
		(2) 緊急時支援費(Ⅱ)						
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)								
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)								
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)								
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) (1回につき500単位を加算)								
福祉・介護職員等処遇改善加算 (1月につき一定所定単位×81/1,000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					

注 地域生活支援拠点等の場合
+50単位

○児童発達支援給付費

[illegible]

36

37

[illegible]

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算			(1日につき100単位を加算)					
個別サポート加算(Ⅰ)			(1日につき120単位を加算)					
個別サポート加算(Ⅱ)			(1日につき150単位を加算)					
入所支援加算(月8回を限度)			(1回につき55単位を加算)					
医療連携体制加算								
	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)			注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合			
		ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき64単位を加算)			注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合		
			ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき128単位を加算)			注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
		ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者数が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合			
			(2)利用者数が2人	(1日につき500単位を加算)				
			(3)利用者数が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)				
		ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者数が1人	(1日につき1,600単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合			
			(2)利用者数が2人	(1日につき960単位を加算)				
			(3)利用者数が3人以上8人以下	(1日につき800単位を加算)				
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)							
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき250単位を加算)							
送迎加算								
	イ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児児の場合を除く)の場合	(片道につき54単位を加算)			注1 一定の条件を満たす場合 +40単位			
					注2 一定の条件を満たす場合 +80単位			
					注3 同一敷地内の場合 ×70/100			
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(片道につき40単位を加算)			注 同一敷地内の場合 ×70/100			
	ハ 医療的ケア児(16歳以上)の場合	(片道につき80単位を加算)						
延長支援加算	指定児童発達支援(主として重症心身障害児児)の場合	イ 障害児(重症心身障害児・医療的ケア児を除く)の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき61単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能			
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき82単位を加算)				
			(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)				
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき128単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能			
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)				
			(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)				
		指定児童発達支援(主として重症心身障害児児)の場合	イ 障害児(重症心身障害児・医療的ケア児を除く)の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき61単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能		
				(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき82単位を加算)			
				(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)			
			ロ 医療的ケア児の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき128単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能		
				(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)			
				(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)			
	共生型・表参館当の場合	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)				
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)				
			(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)				
		イ 障害児(重症心身障害児・医療的ケア児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)	注 主として重症心身障害児児が利用する場合、共生型、基準該当については、運営規程に定める営業時間8時間以上であり、営業時間の前後において延長支援を行った場合に、延長支援に要した時間に応じて算定			
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき82単位を加算)				
			(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)				
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)				
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)				
			(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)				
			イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)				
				ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)			
					ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)		
ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)	(1回につき200単位を加算)							
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)						
		ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)					
保育・教育等移行支援加算								
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度			(1回につき500単位を加算)					
共生型サービス医療的ケア児支援加算								
			(1日につき400単位を加算)					
福祉・介護職員等処遇改善加算	(Ⅺ)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		(1月につき +所定単位数×192/1,000)		注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計			
	(Ⅻ)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		(1月につき +所定単位数×198/1,000)					
	(Ⅼ)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		(1月につき +所定単位数×189/1,000)					
	(Ⅽ)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		(1月につき +所定単位数×195/1,000)					
	(Ⅾ)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位数×180/1,000)					
	(Ⅿ)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +所定単位数×177/1,000)					

〇(旧)主として難聴児経過的児童発達支援給付費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				地方公共 団体が設 置する場 合	利用者の 数が利用 定員を超 える場合	通所支援 計画が作 成されな い場合	開所時間 減算	自己評価 結果等未 公表減算	支援プロ グラム未 公表減算	身体拘束 廃止未実 施減算	虐待防止 措置未実 施減算	業務継続 計画未策 定減算	情報公表 未報告減 算	人工内耳 装用児支 援加算 (1日あた り)	児童指導 員等加配 加算 (1日につ き)	専門的支 援体制加 算 (1日につ き)	
児童発 達支援 センター において 行う場合	難聴児の場合	(1)医療的ケア児 (32点以上)の 場合	(一)定員20人以下	区分1(30分以上1時間 30分以下)	(3,364単位)										+603単位	(1)常勤専 従・経験5年 以上+62単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+51単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+41単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+36単 位 (5)その他の 従業員を配 置+30単位	+41単位
				区分2(1時間30分超 3時間以下)	(3,397単位)												
				区分3(3時間超5時 間以下)	(3,464単位)												
			(二) 定員21人以上30 人以下	区分1(30分以上1時間 30分以下)	(3,178単位)										+531単位	(1)常勤専 従・経験5年 以上+62単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+51単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+41単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+36単 位 (5)その他の 従業員を配 置+30単位	+41単位
				区分2(1時間30分超 3時間以下)	(3,207単位)												
				区分3(3時間超5時 間以下)	(3,265単位)												
			(三) 定員31人以上40 人以下	区分1(30分以上1時間 30分以下)	(3,066単位)										+488単位	(1)常勤専 従・経験5年 以上+53単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+43単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+35単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+31単 位 (5)その他の 従業員を配 置+28単位	+35単位
				区分2(1時間30分超 3時間以下)	(3,092単位)												
				区分3(3時間超5時 間以下)	(3,145単位)												
			(四) 定員41人以上	区分1(30分以上1時間 30分以下)	(2,970単位)										+445単位	(1)常勤専 従・経験5年 以上+42単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+34単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+27単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+24単 位 (5)その他の 従業員を配 置+20単位	+27単位
				区分2(1時間30分超 3時間以下)	(2,994単位)												
				区分3(3時間超5時 間以下)	(3,041単位)												
		(2)医療的ケア児 (16点以上)の 場合	(一)定員20人以下	区分1(30分以上1時間 30分以下)	(2,348単位)										+603単位	(1)常勤専 従・経験5年 以上+62単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+51単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+41単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+36単 位 (5)その他の 従業員を配 置+30単位	+41単位
				区分2(1時間30分超 3時間以下)	(2,381単位)												
				区分3(3時間超5時 間以下)	(2,448単位)												
			(二) 定員21人以上30 人以下	区分1(30分以上1時間 30分以下)	(2,162単位)										+531単位	(1)常勤専 従・経験5年 以上+62単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+51単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+41単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+36単 位 (5)その他の 従業員を配 置+30単位	+41単位
				区分2(1時間30分超 3時間以下)	(2,191単位)												
				区分3(3時間超5時 間以下)	(2,249単位)												
			(三) 定員31人以上40 人以下	区分1(30分以上1時間 30分以下)	(2,050単位)										+488単位	(1)常勤専 従・経験5年 以上+53単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+43単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+35単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+31単 位 (5)その他の 従業員を配 置+28単位	+35単位
				区分2(1時間30分超 3時間以下)	(2,076単位)												
				区分3(3時間超5時 間以下)	(2,129単位)												

家族支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算)
-----------------------	---------------------------------------

家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	□ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき200単位を加算)	注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスの支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度
	ハ 事業所等で対面	(1回につき100単位を加算)	
	ニ オンライン	(1回につき80単位を加算)	
	イ 事業所等で対面	(1回につき80単位を加算)	
	ロ オンライン	(1回につき60単位を加算)	

食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき37単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき30単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき25単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき21単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき20単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき16単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき11単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき9単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度	(1回につき94単位を加算)

専門的支援実施加算(原則月4回を限度)	(1回につき150単位を加算)
---------------------	-----------------

強度行動障害児支援加算	(1日につき200単位を加算)
-------------	-----------------

集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)
-----------------	-------------------

個別サポート加算(Ⅱ)	(1日につき150単位を加算)
-------------	-----------------

入浴支援加算(月8回を限度)	(1回につき55単位を加算)
----------------	----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人	(1日につき800単位を加算)
		(2)利用者が2人	(1日につき500単位を加算)
		(3)利用者が3人以上8人以下(1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人	(1日につき1,600単位を加算)
		(2)利用者が2人	(1日につき960単位を加算)
		(3)利用者が3人以上8人以下(1日につき800単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)	
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき250単位を加算)		

送迎加算	イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(片道につき40単位を加算)
	ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合	(片道につき80単位を加算)

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児・医療的ケア児を除く)の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)	(1回につき200単位を加算)

事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)

保育・教育等移行支援加算	入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度	(1回につき500単位を加算)
--------------	----------------------------------	-----------------

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 所定単位×152/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 所定単位×158/1,000)
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 所定単位×149/1,000)
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 所定単位×155/1,000)
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×139/1,000)
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×117/1,000)

注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 1日につき+500単位

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合

注 同一敷地内の場合 ×70/100

注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○(旧)主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費

基本部分			注 地方公共 団体が設 置する場 合	注 利用者の 数が利用 定員を超 える場合	注 通所支援 計画が作 成されな い場合	注 開所時間 減算	注 自己評価 結果等未 公表減算	注 支援プロ グラム未 公表減算	注 身体拘束 廃止未実 施減算	注 虐待防止 措置未実 施減算	注 業務継続 計画未策 定減算	注 情報公表 未報告減 算	注 児童指導 員等加配 加算 (1日につ き)	注 専門的支 援体制加 算(1日につ き)	注 看護職員 加配加算 (1日につ き)		
児童発達 支援セン ターで行 う場合	重症心身障害児の場合		965/1000	70/100	減算が適用 される月から 2月目まで ×70/100 3月以上連 続して減算 の場合 ×50/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6 時間未満 ×85/100	×85/100	×85/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	(1)常勤専 従・経験5年 以上+62単 位 (2)常勤専 従・経験5年 未満+51単 位 (3)常勤換 算・経験5年 以上+41単 位 (4)常勤換 算・経験5年 未満+36単 位 (5)その他 の従業員を 配置+30単 位	+41単位	定員20人以下 の場合 イ +100単位/日 ロ +200単位 /日		
(1) 定員15人以下		(1,352単位)													定員21人以上 の場合 イ +80単位/日 ロ +160単位 /日		
(2) 定員16人以上20人以下		(1,057単位)															
(3) 定員21人以上		(939単位)															
家族支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)			イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上)		(1回につき300単位を加算)										注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度		
			ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)		(1回につき200単位を加算)												
			ハ 事業所等で対面		(1回につき100単位を加算)												
			ニ オンライン		(1回につき80単位を加算)												
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)			イ 事業所等で対面		(1回につき80単位を加算)												
			ロ オンライン		(1回につき60単位を加算)												
子育てサポート加算(月4回を限度)			(1回につき80単位を加算)														
食事提供加算			イ 食事提供加算(Ⅰ)		(1日につき30単位を加算)												
			ロ 食事提供加算(Ⅱ)		(1日につき40単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)														
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		(1日につき15単位を加算)												
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		(1日につき10単位を加算)												
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		(1日につき6単位を加算)												
栄養士配置加算			イ 栄養士配置加算(Ⅰ)		(1)定員40人以下 (2)定員41人以上50人以下 (3)定員51人以上60人以下 (4)定員61人以上70人以下 (5)定員71人以上80人以下 (6)定員81人以上										(1日につき37単位を加算) (1日につき30単位を加算) (1日につき25単位を加算) (1日につき21単位を加算) (1日につき19単位を加算) (1日につき16単位を加算)		
			ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)		(1)定員40人以下 (2)定員41人以上50人以下 (3)定員51人以上60人以下 (4)定員61人以上70人以下 (5)定員71人以上80人以下 (6)定員81人以上										(1日につき20単位を加算) (1日につき16単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき11単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき9単位を加算)		
欠席時対応加算(月4回を限度)			※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度													(1回につき94単位を加算)	
専門的支援実施加算(原則月4回を限度)			(1回につき150単位を加算)														
集中的支援加算(月4回を限度)			(1回につき1,000単位を加算)														
個別サポート加算(Ⅱ)			(1日につき150単位を加算)														
入浴支援加算(月8回を限度)			(1回につき55単位を加算)														
医療連携体制加算(Ⅶ)			(1日につき250単位を加算)														
送迎加算			イ 重症心身障害児の場合		(片道につき40単位を加算)										注 同一敷地内の場合 ×70/100		
			ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合		(片道につき80単位を加算)												
延長支援加算			(1) 1時間未満		(1日につき128単位を加算)												
			(2) 1時間以上2時間未満		(1日につき192単位を加算)												
			(3) 2時間以上		(1日につき256単位を加算)												
関係機関連携加算			イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)		(1回につき250単位を加算)												
			ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)		(1回につき200単位を加算)												
			ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)												
			ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)		(1回につき200単位を加算)												

事業所間 連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
保育・教育等移行支援加算		
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 (1回につき500単位を加算)		
福祉・介護 職員等処 遇改善加 算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 十所定単位×152/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 十所定単位×158/1,000)
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 十所定単位×149/1,000)
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 十所定単位×155/1,000)
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×139/1,000)
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×117/1,000)
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計		

○(旧)医療型経過的児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	支援プログラム未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (487単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	× 85/100	× 99/100	× 99/100	× 99/100	× 95/100
	ロ 重症心身障害児の場合 (600単位)									
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合 (435単位) ニ 重症心身障害児の場合 (549単位)									
家族支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算) ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算) ニ オンライン (1回につき80単位を加算)	注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度								
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算)									
子育てサポート加算(月4回を限度) (1回につき80単位を加算)										
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)									
	欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)									
	専門的支援実施加算(原則月4回を限度) (1回につき150単位を加算)									
集中的支援加算(月4回を限度) (1回につき1000単位を加算)										
個別サポート加算(Ⅰ) (1日につき120単位を加算)										
個別サポート加算(Ⅱ) (1日につき150単位を加算)										
入浴支援加算(月8回を限度) (1日につき55単位を加算)										
送迎加算	イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (片道につき40単位を加算) ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合 (片道につき80単位を加算)	注 同一敷地内の場合 × 70/100								
保育職員加配加算 (1日につき50単位を加算)		注 一定の条件を満たす場合 +22単位								
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算) ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)									
	関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき250単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算) ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算) ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度) (1回につき200単位を加算)								
		事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき500単位を加算) ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 保育・教育等移行支援加算 (1回につき500単位を加算)										
福祉・介護職員等処遇改善加算		(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位 × 197/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位 × 203/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき 所定単位 × 194/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき 所定単位 × 200/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位 × 184/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位 × 150/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計							

○放課後等デイサービス給付費

[illegible]

延長支援 加算	指定放課 後等子 サービス (主として 重症心身 障害児を 除く)の場 合	イ 障害児 (重症心身 障害児・疾 患的ケア 児を除く) の場合	(1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能	
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)			
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)			
		ロ 重症心 身障害児 又は疾患 的ケア児 の場合	(1) 30分以上1時間未満 (1日につき128単位を加算)		注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)			
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)			
	指定放課 後等子 サービス (主として 重症心身 障害児)の場 合	イ 障害児 (重症心身 障害児・疾 患的ケア 児を除く) の場合	(1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能	
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)			
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)			
		ロ 医療的 ケア児の 場合	(1) 30分以上1時間未満 (1日につき128単位を加算)		注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)			
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)			

		ハ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	注 主として重症心身障害児が利用する場合、共生型、基準該当については、運営規程に定める営業時間8時間以上であり、営業時間の前後において延長支援を行った場合に、延長支援に要した時間に応じて算定
	共生型・基準該当の場合	イ 障害児(重症心身障害児・医療的ケアを要する児)の場合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)	
			(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
			(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
			(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
			(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)		(1回につき250単位を加算)	
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)		(1回につき200単位を加算)	
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)		(1回につき200単位を加算)	
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)		(1回につき500単位を加算)	
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 保育・教育等移行支援加算 (1回につき500単位を加算)				
共生型サービス医療的ケア児支援加算 (1日につき400単位を加算)				
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		(1月につき 十所定単位×155/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 十所定単位×161/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		(1月につき 十所定単位×152/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		(1月につき 十所定単位×158/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき 十所定単位×142/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき 十所定単位×119/1,000)	

○居宅訪問型児童発達支援給付費

基本部分		注 児童発達支援 管理責任者の 員数が基準に 満たない場合 (1日につき)	注 通所支援計画 が作成されな い場合	注 支援プログラ ム未公表減算	注 身体拘束廃止 未実施減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費 (* 訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可)		(1,066単位)	減算が適用さ れる月から4 月目まで × 70/100 5月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	× 85/100	× 99/100	× 99/100	× 99/100	× 95/100 +15/100
訪問支援員特別加算		Ⅰ 障害児支援の業務従事10年以上 (1回につき850単位を加算) Ⅱ 障害児支援の業務従事5年以上10年未満 (1回につき700単位を加算)							
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)		イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算) ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算) ニ オンライン (1回につき80単位を加算)		注1 居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の訪問に限る 注2 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスのサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度					
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)		イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算)		注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスのサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度					
多職種連携支援加算(月1回限度)		(1回につき200単位を加算)							
強度行動障害児支援加算		(1日につき200単位を加算)							
通所施設移行支援加算		(1回を限度として、500単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)							
福祉・介護職員等 処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき + 所定単位 × 150/1,000)							
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき + 所定単位 × 156/1,000)							
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき + 所定単位 × 0/1,000)							
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき + 所定単位 × 0/1,000)							
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 139/1,000)							
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位 × 117/1,000)							
注		所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計							

○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注 児童発達支援 管理責任者の 員数が基準に 満たない場合 (1日につき)	注 通所支援計画 が作成されな い場合	注 一人の訪問支 援員が複数の 障害児に支援 した場合	注 自己評価結果 等未公表減算	注 身体拘束廃止 未実施減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算
保育所等訪問支援給付費 (＊訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可)		(1,071単位)	減算が適用さ れる月から4 月目まで ×70/100 5月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	× 93/100	× 85/100	× 99/100	× 99/100	× 99/100	+15/100
訪問支援員特別加算	I 障害児支援の業務従事10年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上 (1回につき850単位を加算)									
	II 障害児支援の業務従事5年以上10年未満又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上5年未満 (1回につき700単位を加算)									
初回加算		(1月につき200単位を加算)								
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上)	(1回につき300単位を加算)								
	ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき200単位を加算)								
	ハ 事業所等で対面	(1回につき100単位を加算)								
	ニ オンライン	(1回につき80単位を加算)								
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	イ 事業所等で対面	(1回につき80単位を加算)								
	ロ オンライン	(1回につき60単位を加算)								
多職種連携支援加算(月1回を限度)		(1回につき200単位を加算)								
ケアニーズ対応加算		(1日につき120単位を加算)								
強度行動障害児支援加算		(1日につき200単位を加算)								
関係機関連携加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)								
福祉・介護職員等 処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 所定単位×150/1,000)								
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 所定単位×156/1,000)								
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 所定単位×0/1,000)								
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 所定単位×0/1,000)								
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×139/1,000)								
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×117/1,000)								
注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度										
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 知的障害児の場合			地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成される場合	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算	日中活動支援加算（1日につき）	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	乳幼児加算	心理担当職員を配置している場合（1日につき）	看護職員配置加算（Ⅰ）	看護職員配置加算（Ⅱ）	児童指導員等加配加算（1日につき）	ソーシャルワーカー配置加算
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上9人以下	当該施設が単独施設（ 957単位）								+67単位					+102単位	+141単位	+143単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位
	(2)定員10人	（一）当該施設に併設する施設が主たる施設（ 837単位）								+161単位					+102単位	+141単位	+143単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位
		（二）当該施設が主たる施設（ 1,727単位）								+67単位									
		（三）当該施設が単独施設（ 957単位）								+121単位									
	(3)定員11人以上15人以下	（一）当該施設に併設する施設が主たる施設（ 665単位）								+67単位									
		（二）当該施設が主たる施設（ 1,109単位）								+67単位									
		（三）当該施設が単独施設（ 878単位）								+81単位									
	(4)定員16人以上20人以下	（一）当該施設に併設する施設が主たる施設（ 645単位）								+67単位									
		（二）当該施設が主たる施設（ 1,076単位）																	
		（三）当該施設が単独施設（ 852単位）																	
	(5)定員21人以上25人以下	（ 837単位）																	
	(6)定員26人以上30人以下	（ 812単位）																	
	(7)定員31人以上35人以下	（ 700単位）																	
	(8)定員36人以上40人以下	（ 665単位）																	
	(9)定員41人以上50人以下	（ 625単位）																	
	(10)定員51人以上60人以下	（ 600単位）																	
	(11)定員61人以上70人以下	（ 578単位）																	
	(12)定員71人以上80人以下	（ 554単位）																	
	(13)定員81人以上90人以下	（ 535単位）																	
	(14)定員91人以上100人以下	（ 513単位）																	
	(15)定員101人以上	（ 493単位）																	
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	（ 845単位）																	
	(2)定員31人以上40人以下	（ 772単位）																	
	(3)定員41人以上50人以下	（ 734単位）																	
	(4)定員51人以上60人以下	（ 701単位）																	
	(5)定員61人以上70人以下	（ 668単位）																	
	(6)定員71人以上	（ 637単位）																	

児童の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設（1,246単位）	×965/1300	×70/100	×90／100	×99／100	×97／100	×90／100	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +158単位	イ 強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ) 1日につき +390単位	1日につき +111単位	1日につき +78単位	+322単位	+54単位	+179単位	+54単位	+161単位	+54単位	+107単位	+54単位	+81単位	+54単位	+64単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+54単位	+
-------	---------	-------------------------------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------------------------	---------------------------------	--------------	-------------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

入院・外泊時加算	☐ 入院・外泊時加算(Ⅰ) ☐ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位) (1)定員60人以下 (191単位) (2)定員61人以上90人以下 (172単位) (3)定員91人以上 (150単位)	×965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
自活訓練加算	☐ 自活訓練加算(Ⅰ) ☐ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき337単位を加算) (当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき448単位を加算)		
入居時特別支援加算(Ⅰ) 1回を限度	☐ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき561単位を加算)		
入居時特別支援加算(Ⅱ) 1回を限度	☐ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,122単位を加算)		
福祉専門職員配置等加算	☐ イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ☐ ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ☐ ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき4単位を加算)		
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	☐ イ 居室を訪問(1時間以上) ☐ ロ 居室を訪問(1時間未満) ☐ ハ 施設等で対面 ☐ ニ オンライン	(1回につき300単位を加算) (1回につき200単位を加算) (1回につき100単位を加算) (1回につき80単位を加算)		
家族支援加算(Ⅱ) (月2回を限度)	☐ イ 施設等で対面 ☐ ロ オンライン	(1回につき80単位を加算) (1回につき60単位を加算)		
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)			
移行支援関係機関連携加算	(月1回を限度とし1回につき250単位を加算)			
体幹利用支援加算	☐ イ 体幹利用支援加算(Ⅰ) ☐ ロ 体幹利用支援加算(Ⅱ)	(年2回、1回につき3日を限度として1日につき700単位を加算) (年2回、1回につき5日を限度として1日につき500単位を加算)		
栄養士配置加算	☐ イ 栄養士配置加算(Ⅰ) ☐ ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 27単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算) (5)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算) (6)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算) (7)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算) (8)定員101人以上 (1日につき 10単位を加算) (1)定員40人以下 (1日につき 15単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算) (5)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算) (6)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算) (7)定員91人以上100人以下 (1日につき 5単位を加算) (8)定員101人以上 (1日につき 5単位を加算)		
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)			
要支援児童加算	☐ イ 要支援児童加算(Ⅰ) ☐ ロ 要支援児童加算(Ⅱ)	(1月につき1回を限度 1回につき150単位を加算) (1月につき4回を限度 1回につき150単位を加算)		
集約的支援加算	☐ イ 集約的支援加算(Ⅰ) ☐ ロ 集約的支援加算(Ⅱ)	(月4回を限度として、1000単位を加算) (1日につき500単位を加算)		

小規模グループケア加算	イ 小規模グループケア加算(Ⅰ)	(1日につき320単位を加算)	注 平成24年4月以前に建設された施設に属する
	ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ)	(1日につき233単位を加算)	
	ハ 小規模グループケア加算(Ⅲ)(9～10名の場合)	(1日につき188単位を加算)	
	ニ 小規模グループケア加算(サテライト型)	(1日につき378単位を加算)	
障害者支援施設等感染対策向上加算	イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき10単位を加算)	
	ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき5単位を加算)	
新興感染症等施設改善加算		(月5回を限度として、240単位を加算)	
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 十所定単位×305/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 十所定単位×309/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 十所定単位×301/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 十所定単位×318/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×282/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×235/1,000)	

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 医療型障害児入所施設で行う場合			×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 ※別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき +111単位	イ 強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)1日につき +390単位 ロ 強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)1日につき +701単位 ※加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位	1日につき +70単位	※公認の場所の場合 +10単位	1日につき +40単位				
(1) 自閉症児の場合 (380単位)																			
(2) 肢体不自由児の場合 (189単位)																			
(3) 重症心身障害児の場合 (988単位)																			
ロ 医療型障害児入所施設で療育目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで (454単位)								イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 ※別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき +111単位								
		(二)61日目以降90日まで (415単位)																	
		(三)91日目以降180日目まで (380単位)																	
		(四)181日目以降 (345単位)																	
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで (223単位)								ハ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位								
		(二)61日目以降90日まで (205単位)																	
		(三)91日目以降180日目まで (189単位)																	
		(四)181日目以降 (173単位)																	
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで (1,190単位)								ハ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位								
		(二)61日目以降90日まで (1,084単位)																	
		(三)91日目以降180日目まで (988単位)																	
		(四)181日目以降 (891単位)																	
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合 (137単位)									ハ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位					1日につき +70単位			
	(2) 重症心身障害児の場合 (962単位)																		
ニ 指定発達支援医療機関で療育目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで (165単位)								ハ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位					1日につき +70単位			
		(二)61日目以降90日まで (150単位)																	
		(三)91日目以降180日目まで (137単位)																	
		(四)181日目以降 (124単位)																	
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで (1,164単位)								ハ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位								
		(二)61日目以降90日まで (1,058単位)																	
		(三)91日目以降180日目まで (962単位)																	
		(四)181日目以降 (865単位)																	
自活訓練加算			イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき 337単位を加算)		ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき 448単位を加算)														
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)		ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)		ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)												
保育職員加配加算 (1日につき 20単位を加算)																			
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)			イ 居室を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算)		ロ 居室を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算)		ハ 施設等で対面 (1回につき100単位を加算)		ニ オンライン (1回につき80単位を加算)										
家族支援加算(Ⅱ) (月2回を限度)			イ 施設等で対面 (1回につき80単位を加算)		ロ オンライン (1回につき60単位を加算)														
地域移行加算 (入所中2回、年2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)																			
移行支援関係機関連携加算 (月1回を限度とし必要に応じて250単位を加算)																			
体験利用支援加算			イ 体験利用支援加算(Ⅰ) (年2回 1回につき3日を限度として1日につき700単位を加算)		ロ 体験利用支援加算(Ⅱ) (年2回、1回につき5日を限度として1日につき500単位を加算)														
要支援児童加算			イ 要支援児童加算(Ⅰ) (1月につき1回を限度 150単位を加算)		ロ 要支援児童加算(Ⅱ) (1月につき4回を限度 150単位を加算)														
集約的支援加算			イ 集約的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1000単位を加算)		ロ 集約的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)														

小規模グループケア加算	イ 小規模グループケア加算(Ⅰ)	(1日につき320単位を加算)	注 平成24年4月以前に建設された施設に限る
	ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ)	(1日につき233単位を加算)	
	ハ 小規模グループケア加算(Ⅱ)(9～10名の場合)	(1日につき186単位を加算)	
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 十所定単位×285/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 十所定単位×300/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 十所定単位×281/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 十所定単位×296/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×242/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×221/1,000)	